

令和7年度最上町住宅リフォーム支援事業補助金の追加受付について

令和7年度最上町住宅リフォーム支援事業につきまして、以下の内容で追加受付を行います。

申し込み期間しめきり後予算額を上回った場合には、「抽選」になります。つきましては「抽選」の結果によっては補助対象とならない場合があることをご理解された上でお申し込みください。

詳しくは「最上町ホームページ」(<https://town.mogami.lg.jp>)の「新着情報」をご覧ください。

【申請受付期間】令和7年10月1日(水)から10月8日(水)までの平日(8:30~17:00)

※先着順ではありません。※土曜・日曜・祝日は受け付けません。

【申請受付場所】最上町役場 二階 建設水道課 (TEL: 43-2015)

※窓口での申請に限定します。郵送での申請は受け付けません。

【受付する事業名と予定件数】

「最上町住宅リフォーム支援事業補助金」… ①②合わせて6件程度(約150万円)

①移住世帯・新婚世帯・子育て世帯分(補助率1/3、上限30万円)

②上記以外の一般世帯分(補助率1/5、上限24万円)

※該当する工事は、交付決定日後に工事に着手するもので、工事完了後の申請はできません。

また、令和8年2月27日(金)までに実績報告書を提出していただきます。

【提出書類】※要綱で定める申請書類のうち、「住民票」と「納税証明書」を除いた書類

(1) 補助金交付申請書、(2) 補助事業に係る工事見積書の写し

(3) 補助事業を実施する前の工事箇所の写真

(4) 工事内容確認表(別表1-1)→裏面参照 ※10点以上が該当

(5) 工事図面(工事の内容が確認できるもの)

※「住民票」と「納税証明書」は抽選により内定した場合に後日提出していただきます。

※該当する工事の内容や提出書類の用紙・様式等については、最上町ホームページ「申請書ダウンロード→建設水道課」または建設水道課住宅水道室にお問い合わせ下さい。(☎: 0233-43-2015)

【抽選会について】

受付期間終了後、要件を満たす申請が予算額を上回った場合には、以下の日時で抽選会を行い、内定者及び補欠順位を決定します。内定者は住民票と納税証明書を提出した後に交付決定となります。

(抽選会の日時) 令和7年10月10日(金) 午前9時30分～

(抽選会の会場) 最上町役場 三階 第一会議室(申請者の出席は任意です)

※抽選会においては、まず内定者の抽選を行い、その後補欠順位の抽選を行います。

抽選会は公開で行いますが出席については任意です。結果は申請者に郵送でお知らせします。

また、町ホームページ「新着情報」で内定者・補欠者の「受付番号」を発表します。

※受付期間終了後、要件を満たす申請が上記予算額に達しなかった場合は、抽選会は行いません。

問合せ先: 最上町役場 建設水道課 住宅水道室 ☎0233-43-2015(直通)

様式 1-1

※「数量」の表示単位未満は切り捨て

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
寒さ対策・断熱化	1-1	「やまがた省エネ健康住宅」の認証を受けた改修工事	10 点/工事	_____ 工事	_____ 点
	1-2	外部に面する住宅の開口部に以下の基準を満たす建具を設置する工事 ①外窓交換 熱貫流率(W/㎡・K) 3.5以下 ②内窓設置 複層ガラス入りの内窓を設置する工事	5 点/箇所 5 点/箇所	_____ 箇所 _____ 箇所	_____ 点 _____ 点
	1-3	熱交換換気システムを設置する工事	4 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	1-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に以下の基準を満たす断熱材を使用する工事 ①屋 根 熱抵抗値(㎡・K/W) 4.6以上 ②天 井 熱抵抗値(㎡・K/W) 4.0以上 ③外 壁 熱抵抗値(㎡・K/W) 2.2以上 ④床 熱抵抗値(㎡・K/W) 3.3以上 ⑤土間床等の外周部分の基礎壁 熱抵抗値(㎡・K/W) 1.7以上	2 点/㎡ 2 点/㎡ 2 点/㎡ 2 点/㎡ 2 点/㎡	_____ ㎡ _____ ㎡ _____ ㎡ _____ ㎡ _____ ㎡	_____ 点 _____ 点 _____ 点 _____ 点 _____ 点
	1-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
バリアフリー化	2-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10 点/㎡	_____ ㎡	_____ 点
	2-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-3(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10 点/㎡	_____ ㎡	_____ 点
	2-3(2)	浴槽をまたぎ高さを低くする工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-3(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-3(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-4(1)	便所の床面積を増加させる工事	10 点/㎡	_____ ㎡	_____ 点
	2-4(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-4(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1)	長さ100cm以上の手すりを取り付ける工事	2 点/m	_____ m	_____ 点
	(2)	長さ100cm未満の手すりを取り付ける工事	2 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事			
	(1)	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10 点/㎡	_____ ㎡	_____ 点
	(2)	(1)以外の部分の段差を解消する工事	5 点/㎡ 又は 2 点/箇所	_____ ㎡ _____ 箇所	_____ 点 _____ 点
克雪化	2-7(1)	住宅の出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-7(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-7(3)	戸に戸車その他の開閉を容易にする器具を設置する工事			
	イ	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	ロ	出入口の戸を吊戸方式に変更する工事	5 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	ハ	イ及びロ以外のもの	2 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	2-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1 点/㎡	_____ ㎡	_____ 点
	2-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	3-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
克雪化	(2)	雪止めを設置又は取り替える工事			
		雪止め施工延長(累計) 5m未満	5 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
		" 延長(累計) 5m以上	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	(3)	固定式ハシゴを設置又は取り替える工事	5 点/階	_____ 階分	_____ 点
	3-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事(例:瓦屋根を金属屋根に改良するなど)	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
材県使用木	(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
	3-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10 点/箇所	_____ 箇所	_____ 点
材県使用木	4	住宅に県産木材を使用した工事	2.5 点/0.1㎡ (0.1㎡未満切り捨て)	_____ ㎡	_____ 点

合計 _____ 点